

2 特別の法律により設立される民間法人等の運営の適正化の推進

特別民間法人等は、特別の法律に基づき、一定の政策目的を実現するために設立され、行政の機能を代行したり補完したりする側面や、公共的・公益的な性格を有しており、国民経済や国民生活との関連も深い事務・事業を担っている。

また、特別民間法人等の事務・事業に要する資金が、事務・事業の対価である手数料等として受益者（国民）の負担により賄われることになっているものも少なくなく、必ずしも、利潤の追求を目的としているわけではない。

さらに、ほとんどの法人が法人税の一部減免措置の対象とされ、一部の法人では固定資産税についても減税措置の対象とされているなど税制面での優遇を受けているほか、中には、国からの補助金等が投入されている法人もみられる。

こうした特別民間法人等の公共的・公益的性格に鑑みれば、各法人の運営が適正に行われることは当然のこととして、特別民間法人等の活動に対する国民の理解を得る観点から、手数料等によって成り立っている事務・事業の状況を始めとする活動の状況、財政状態、経営成績等について、国及び国以外の利害関係者のみならず、広く国民一般に明らかにしておくことが重要である。

(1) 引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保

特別民間法人等のほとんどは、①企業会計基準、②特殊法人等会計処理基準、③公益法人会計基準のいずれかの会計基準に沿った会計処理を行っている。各法人の貸借対照表をみると、「負債の部」において、一般企業、特殊法人、公益法人でもみられる「退職給付引当金」、「賞与引当金」、「役員退職慰労引当金」のほか「施設整備準備金」、「〇〇変動対策引当金」などの勘定科目がある。また、「資本の部」（これに相当する部分を含む。以下同じ。）には、「施設整備積立金」、「研究開発積立金」、「積立金」といった勘定科目もある。

一般に引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるもの（企業会計原則注解 18）とされ、財務諸表の重要な会計方針に計上基準を注記することや附属明細書等でその明細を記載することとされている。

図表Ⅱ－２－１ 各会計基準等における引当金・積立金等の処理の表示方法

| 会計基準 | 企業会計基準 | 特殊法人等会計処理基準 | 公益法人会計基準 |
|------|---|---|--|
| 処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則注解」で、財務諸表の重要な会計方針に注記するものとして引当金の計上基準を例示。 ・「会社計算規則」で、附属明細書に引当金の明細を表示することを規定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準において、財務諸表に重要な会計方針として、引当金の計上基準を注記することを規定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準において、財務諸表の重要な会計方針に引当金の計上基準を注記することを規定。 ・基準において附属明細書に引当金の明細を表示することを規定。 |

(注) 各会計基準に基づき、当省が作成した。

また、資本の部に計上されているものについては、民間企業でいえば法定準備金（資本準備金・利益準備金）のように一定のルールに沿って経理されるべきものと、単なる剰余金に相当するものがあるが、準備金に相当するものも剰余金に相当するものも共にその財源は利益であり、法人内部での留保利益とみなすことができる。とりわけ、国民の負担により賄われる手数料を源泉としている場合には、留保利益は当該法人の健全な運営に必要な規模に収まっている必要がある。

こうした利益の処分について、民間企業においては、会社法により株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分を行うものとされ、また、特殊法人においては、特殊法人等会計処理基準により利益処分計算書を作成することなどにより利益の処分の内容を明らかにする措置をとることとされている。^(注)

(注) 独立行政法人制度においては、法人の中期目標において用途が明示され、法人の経営努力による剰余である旨の所管府省による承認を得て積み立てられる「目的積立金」がある一方、剰余金の最終経理として積み立てられ最終的に国庫返納されることになる「積立金」がある。

図表Ⅱ－２－２ 各会計基準等における利益の処分方法

| 会計基準 | 企業会計基準 | 特殊法人等会計処理基準 | 公益法人会計基準 |
|------|--|---|--------------|
| 処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社法の規定に基づき、株主総会又は取締役会の決議において、剰余金を処分することができる。 ・会社計算規則において、会社法で作成が義務付けられている「株主資本等変動計算書」に、利益剰余金の当期変動額や変動事由を明らかにすることを規定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準において、損益計算書に当該利益の処分内容を注記し、又は利益処分計算書を作成し、当該利益の処分の内容を明らかにすることと規定。 | (翌年度に繰り越される) |

(注) 各会計基準に基づき、当省が作成した。

このような状況に鑑みれば、引当金、積立金などの内部留保について、一定の計上の目的が定められ、それに沿って適正な会計処理が行われるのは当然のこととして、その計上目的やどのような経理を行うのかについてのルールとそれに基づく会計処理の状況について明らかにしておくことが必要である。

また、特別民間法人等は、必ずしも利益追求を目的としているわけではないことから、民間企業のように利益の分配を行う明確な仕組みを持っていないのが一般的である。一方で、結果的に利益が生じた時に、その利益が国民の負担により賄われる手数料を源泉としている場合などには、特別民間法人等の活動に対する国民の理解を得る観点からも、利益の処分の内容について明らかにしておくことが重要である。

こうした点を踏まえ、今般、特別民間法人等の引当金や積立金等の計上について、手数料等への国の関与の強さ、手数料等収入の割合、引当金・積立金等の性質及び規模の観点から、9法人19種類の引当金、積立金等を抽出し（図表Ⅱ－２－３参照）、それらに係る計上ルール、利益処分の内容の公開及び会計処理について調査した結果、次のような状況がみられた

(図表Ⅱ－２－４参照)。

ア 留保性資産の計上目的等の規程に関する整備状況

9 法人 19 種類の引当金、積立金などの内部留保について、その計上目的、積立額の適正規模や積立目標額、具体的な積立額や積立ての考え方をみたところ、次のような状況であった。

(ア) 計上目的

- ① 19 種類の引当金、積立金等のうち、3 種類は負債の部に計上されている。その 3 種類の引当金、積立金等のうち、1 種類については、計上目的が会計規程等で定められているものの、2 種類については、定められていない。

なお、上記 1 種類については、その内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されることにより明らかにされている。

- ② 19 種類の引当金、積立金等のうち、16 種類は資本の部に計上されている。このうち 6 種類は当期利益等の残余が積み立てられている。

資本の部に計上された引当金、積立金等のうち、当期利益等の残余を積み立てているものを除く引当金、積立金等（以下「目的積立金」という。）10 種類のうち 7 種類については、計上目的が会計規程等で定められているものの、3 種類については定められていない。

なお、上記の 7 種類について、その内容が公開されているものはみられなかった。

- ③ 資本の部に計上されている 16 種類の引当金、積立金等のうち、当期利益等の残余が積み立てられている 6 種類の引当金、積立金等については、いずれも計上目的が会計規程等で定められており、その内容が公開されている定款に規定されていることや、財務諸表の重要な会計方針に注記されることにより明らかにされている。

(イ) 積立額の適正規模や積立目標額

- ① 負債の部に計上されている 3 種類の引当金、積立金等のうち、積立額の適正規模や積立目標額について、会計規程等で定められているものはみられなかった。
- ② 10 種類の目的積立金のうち 3 種類については、積立額の適正規模や積立目標額が会計規程等で定められているものの、7 種類については定められていない。

なお、上記の 3 種類については、その内容が公開されているものはみられなかった。

(ウ) 具体的な積立額や積立ての考え方

- ① 負債の部に計上されている 3 種類の引当金、積立金等のうち、具体的な積立額や積立ての考え方について、会計規程等で定められているものはみられなかった。
- ② 10 種類の目的積立金のうち 4 種類については具体的な積立額や積立ての考え方に

ついて会計規程等で定められているものの、6種類については定められていない。

なお、上記の4種類については、その内容が公開されているものはみられなかった。

- ③ 資本の部に計上されている16種類の引当金、積立金等のうち、当期利益等の剰余を積み立てている6種類の引当金、積立金等については、いずれも積立ての考え方について会計規程等で定められ、一定の目的をもった積立てを行った後に、残った剰余金を最終的に積み立てるものとされている。

また、いずれの引当金、積立金等についても、その内容が公開されている定款に規定されていることにより明らかにされている。

イ 利益処分の内容の公開

資本の部に計上されている16種類の引当金、積立金等のうち、利益処分の内容の公開状況をみると、7種類の引当金、積立金等については、利益処分計算書や資本等変動計算書の公開により明らかにされているものの、9種類の引当金、積立金等については、利益処分の内容について明らかにされていない。

ウ 個々の引当金、積立金等の会計処理

引当金、積立金等の計上目的、積立額の適正規模や積立目標額、具体的な積立額や積立ての考え方が、会計規程等において規定されているか、又は規定されていないが一定の考え方があるとしているものについて、その実際の会計処理をみたところ、次のような状況であった。

(7) 目的積立金

① 日本電気計器検定所（設備等整備積立金）

本積立金は、「固定資産充当資本への繰入れ、各積立金の積立て及び取崩し基準」（法人の内部規程）において、積立目標額として「積立額は、当面、設備投資計画の3箇年程度とする。」と規定されている。

設備投資額の過去3年間の平均が約12億円であることから、積立目標額は36億円程度が相当であると考えられるにもかかわらず、実際には平成23年度末残高15億円（同年度末総資産額約230億円の6.5%）の積立てにとどまっている上に、15年度から23年度までの9年間で取崩実績はない。

これに対し法人は、「別途積立金の残高やこれまで設備更新等のための取崩実績がないことを勘案し、当面は15億円を維持することとしている」としている。

② 日本電気計器検定所（開発研究積立金）

本積立金は、「固定資産充当資本への繰入れ、各積立金の積立て及び取崩し基準」（法人の内部規程）において、積立目標額として「積立額は、当面10億円程度とする。」と規定されている。

平成 23 年度末残高は 10 億円（同年度末総資産額約 230 億円の 4.4%）と、積立目標額どおりに積み立てられているものの、少なくとも 14 年度から 23 年度までの 10 年間で取崩実績はない。

③ 危険物保安技術協会（施設整備等積立金）

本積立金は、積立額の適正規模や積立目標額について明確に規定されていないものの、大幅な賃料の値上げのほか移転が必要となった場合を考慮し現在賃料（平成 25 年度の賃料は約 7,500 万円）の 3 年分（約 2 億 2,500 万円）を積立てのめどとしている。

平成 23 年度末残高は約 2 億 6,000 万円（同年度末総資産額約 33 億 4,000 万円の約 7.8%）となっているものの、18 年度に設置されてから 23 年度までの 6 年間取崩実績はない。

④ 危険物保安技術協会（損失補填準備積立金）

本積立金は、市町村から委託を受けてタンク審査を行ったものについて、協会の瑕疵により事故が発生した場合の賠償金の支払に備えて設けられたものである。その積立額の適正規模や積立目標額について明確に規定されていないものの、昭和 49 年及び 53 年のタンク漏えい事故における損害額を踏まえ、当面 15 億円をめどに積み立てることとしていた。

平成 23 年度末残高は 15 億 7,000 万円で、同年度末総資産額約 33 億 4,000 万円の 47.1%を占めているが、昭和 55 年に積立てを開始して以降 30 年以上取崩実績はない。

なお、法人は、今後の積立てについて、「近年の社会的責任に対する厳しい要請の下では、賠償額が相当多額に上ることが想定されているため可能な限り積み増しをする」としている。

⑤ 自動車安全運転センター（経営基盤安定化積立金）

本積立金は、平成 22 年度から証明手数料を一律 10%引き下げたことに伴う損失を補填するために設けられたものである。その積立額については、積立額の適正規模や積立目標額について明確に規定されていないものの、監査法人の試算結果（平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間を目安として、収益減少リスクを分析し、損失が最大限発生した場合における損失累計額）により 15 億円としている。

平成 23 年度末残高は同年証明業務等に係る同年度末資産額約 49 億円の 30.5%に当たる 15 億円となっているものの、21 年度に設置されてから 23 年度までの 3 年間において取崩実績はない。

⑥ 軽自動車検査協会（施設整備積立金）

本積立金は、「軽自動車検査協会会計規程実施細則」（法人の内部規程）において、①積立てについては、当期利益金のうち、次年度期首においてその 5%を利益準備金に、その他を施設整備積立金に積み立てるものとする、②取崩しについては、当該年

度の固定資産（ただし、資産運用に係るもの並びに短期リース債務及び長期リース債務に相当する額のリース資産を除く。）に増加があるときは、その増加相当額を施設整備積立金から固定資産充当資産へ組み入れるものとする規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間で約 89 億 5,000 万円が積み上がり、23 年度末残高は約 110 億円（同年度末総資産額約 680 億円の 16.2%）となっている。

これについて法人は、中期 5 か年計画（毎年度国土交通省に提出）に沿った施設整備費用及び今後増設する検査コースの設備費用が、施設整備積立金の数倍の規模となっていることを勘案したものであるとしている。しかし、積立金の具体的な目標額については明確になっていない。

また、収支予算書及び決算書で施設整備費をみると、各年度の施設整備の実施率は 6 割未満（平成 19 年度から 23 年度までの平均）となっているが、法人は、各年度で未実施となった施設整備費が繰り越されて、積立金に積み立てられているとしている。

(イ) 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等

① 高圧ガス保安協会（積立金（一般勘定））

本積立金は、「高圧ガス保安協会区分経理実施細則」（法人の内部規程）において、「各勘定の毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、定款 41 条第 1 項に基づき、当該勘定の前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定の積立金として積み立てる」と規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間で約 11 億円積み上がり、23 年度末時点で約 38 億円（一般勘定の同年度末資産額約 75 億円の 51.0%）となっている。また、平成 14 年度から 23 年度まで 10 年間の取崩実績は、21 年度において損失が生じたことによる損失補填約 1,000 万円である。

② 高圧ガス保安協会（積立金（特別勘定 1））

本積立金は、「高圧ガス保安協会区分経理実施細則」（法人の内部規程）において、「各勘定の毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、定款 41 条第 1 項に基づき、当該勘定の前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定の積立金として積み立てる」と規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成 14 年度に設置されてから 23 年度までの 10 年間で、約 9,300 万円（特別勘定 1 の 23 年度末資産額約 3 億 7,000 万円の 24.9%）積み上がっている。また、平成 14 年度から 23 年度までの 10 年間の取崩実績は、損失が生じた 22 年度に約 400 万円、23 年度に約 100 万円の損失補填のためのものがある。

③ 高圧ガス保安協会（積立金（特別勘定2））

本積立金は、「高圧ガス保安協会区分経理実施細則」（法人の内部規程）において、「各勘定の毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、定款41条第1項に基づき、当該勘定の前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定の積立金として積み立てる」と、規定されている。

当該規定に従い処理した結果、平成14年度に設置されてから23年度までの10年間で、約1億5,000万円（特別勘定2の23年度末資産額約3億円の48.6%）積み上がっている。また、平成14年度から23年度までの10年間の取崩実績は、23年度において損失が生じたことによる損失補填約40万円がある。

④ 社会保険診療報酬支払基金（別途積立金（一般会計事務費勘定））

本積立金は、定款において、「毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。」と規定されている。

当該規定に従い処理された結果、平成19年度末から23年度までの約4年間で、約85億円積み上がり、23年度末時点で約332億円（一般会計事務費勘定の同年度末資産額約1,655億円の20.0%）となっている。

また、本積立金について、法人では、「社会の要請に応える良質なサービスの提供」及び「コスト意識をもった効率的な事業運営」の実施に向けて定められた「支払基金サービス向上計画（平成23～27年度）」において、一般会計の受入金の見込みに別途積立預金等（注）を算入することとされたことを受け、その計画に沿って手数料の引下げ（平成23年度から27年度にかけて約6.4%の引下げ）及び手数料の引下げに伴う別途積立預金等の取崩し（平成23年度：約16億円、24年度：約54億円、25年度：約85億円（予算））が実施されているとしている。

（注）別途積立預金とは、「現金及び預金」で経理しているものであり、流動資産及び固定資産等を含めた額である本積立金とは、完全には一致しない。

【所見】

したがって、所管府省は、手数料等の決定に国が関与している事務・事業を行っている特別民間法人等について、引当金、積立金等の内部留保の適正性及び透明性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 貸借対照表の負債の部に計上された引当金、積立金等に関して、次の措置を講ずること。
 - i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。（厚生労働省（全国社会保険労務士会連合会（電子化積立金、災害対策積立金）））
 - ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少な

くとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会(電子化積立金、災害対策積立金))、経済産業省(高压ガス保安協会(施設等整備準備金)))

iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会(電子化積立金、災害対策積立金))、経済産業省(高压ガス保安協会(施設等整備準備金)))

② 目的積立金に関して、次の措置を講ずること。

i) 計上目的について明文の規定等がない場合は、当該法人に係る財務及び会計に関する府省令を制定するか、又は当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(総務省(危険物保安技術協会(損失補填準備積立金、研究開発積立金、施設整備等積立金)))

ii) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金))、総務省(危険物保安技術協会(損失補填準備積立金、研究開発積立金、施設整備等積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金))、日本小型船舶検査機構(施設整備積立金))

iii) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定等がない場合は、当該法人に対して、少なくとも会計規程等の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金))、総務省(危険物保安技術協会(損失補填準備積立金、研究開発積立金、施設整備等積立金))、国土交通省(日本小型船舶検査機構(施設整備積立金)))

iv) 計上目的について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金))、経済産業省(日本電気計器検定所(設備等整備積立金、開発研究積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金、利益準備金))、日本小型船舶検査機構(施設整備積立金))

v) 積立ての適正規模や積立目標額について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省(日本電気計器検定所(設備等整備積立金、開発研究積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(利益準備金)))

vi) 具体的な積立額や積立ての考え方について明文の規定はあるものの、規定された内容が財務諸

表の重要な会計方針に注記されていない場合は、当該法人に対して、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにするよう指導すること。(経済産業省(日本電気計器検定所(設備等整備積立金、開発研究積立金))、国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金、利益準備金)))

vii) 利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益処分の内容の注記及び当該計算書の公開又は利益処分の内容について説明した書類の作成・公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(国土交通省(軽自動車検査協会(施設整備積立金、利益準備金))、日本小型船舶検査機構(施設整備積立金)))

viii) 利益処分の内容を説明した書類を作成しているものの、公開していない場合は、当該法人に対して、当該書類の公開により、当該利益処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(経営基盤安定化積立金、建設積立金)))

③ 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等について、利益処分の内容について明らかにされていない場合は、当該法人に対して、損益計算書への当該利益の処分内容の注記及び当該計算書の公開又は利益の処分について説明した書類の作成・公開により、当該利益の処分の内容を明らかにするよう指導すること。(警察庁(自動車安全運転センター(積立金(証明業務等)))、経済産業省(高压ガス保安協会(積立金(一般勘定、特別勘定1、特別勘定2))))

④ 上記①から③に加え、当該法人に対して、次の措置を行うよう指導すること。

i) 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)

ii) 日本電気計器検定所が開発研究積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(経済産業省)

iii) 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、その積立ての在り方を検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)

iv) 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、代替手段の活用も視野に入れ、積立ての在り方について検証し、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(総務省)

v) 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、積立目標額の根拠となっている損失累計額の試算の算定期間である平成22年度から26年度までにおける取崩実績を踏まえつつ、その積立ての必要性を検証した上で、廃止又は積立額の規模の縮小を含む見直しを行うこと。(警察庁)

vi) 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、平成23年度末の積立額が100億円を超えていることに鑑み、中期5か年計画に沿った施設整備実績、手数料収入により賄われる施設整備費並びに本積立金の取崩額及び積立額の推移を踏まえ、積立金の適正規模や積立目標額を明らかに

するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じ積立額の規模の見直しを行うこと。

その際、積立金の適正規模や積立目標額について、少なくとも当該法人の会計規程などの法人の内部規程において規定し、その内容を財務諸表の重要な会計方針に注記すること等により明らかにすること（上述②ii）の再掲）。（国土交通省）

- vii) 高圧ガス保安協会の積立金（一般勘定、特別勘定1、特別勘定2）については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げ（後述Ⅱ（2）イ参照）を含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。（経済産業省）

図表Ⅱ－２－３ 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保

(単位：千円)

| 法人名 | 会計区分 | | 引当金、積立金等名 | 負債 の部 | 資本の部 | | | 引当金、積立金等額 | | | | | 資産 割合 (B/A) |
|-------------------|-------------------|-------------|----------------|----------|-------------|--------|------------|------------|------------|---------------|------------|-------|-------------------|
| | 区分名 | 資産額 (A) | | | 最終的な 積立先 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 (B) | | | |
| 日本消防検定協会 | 区分なし | 6,980,586 | 積立金 | — | ○ | ○ | 3,550,451 | 3,898,369 | 4,147,121 | 3,777,232 | 725,977 | 10.4% | |
| 危険物保安技術協会 | 区分なし | 3,335,561 | 損失補填準備積立金 | — | ○ | — | 1,560,000 | 1,560,000 | 1,570,000 | 1,570,000 | 1,570,000 | 47.1% | |
| | | | 研究開発積立金 | — | ○ | — | 50,000 | 50,000 | 100,000 | 500,000 | 500,000 | 15.0% | |
| | | | 施設整備等積立金 | — | ○ | — | 100,000 | 140,000 | 190,000 | 260,000 | 260,000 | 7.8% | |
| 高圧ガス保安協会 | 一般勘定 | 7,447,240 | 施設等整備準備金 | ○ | | — | 1,981,359 | 1,740,657 | 1,435,482 | 1,383,209 | 1,178,907 | 15.8% | |
| | | | 積立金(一般勘定) | — | ○ | ○ | 3,439,811 | 3,592,502 | 3,583,019 | 3,626,907 | 3,801,329 | 51.0% | |
| | 特別勘定1 (法定講習) | 372,277 | 積立金(特別勘定1) | — | ○ | ○ | 40,266 | 86,966 | 97,860 | 93,530 | 92,633 | 24.9% | |
| | 特別勘定2 (資格試験) | 299,285 | 積立金(特別勘定2) | — | ○ | ○ | 59,038 | 101,277 | 119,792 | 145,584 | 145,207 | 48.6% | |
| 日本電気計器検定所 | 区分なし | 22,970,243 | 設備等整備積立金 | — | ○ | — | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 6.5% | |
| | | | 開発研究積立金 | — | ○ | — | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 4.4% | |
| 軽自動車検査協会 | 区分なし | 68,057,778 | 施設整備積立金 | — | ○ | — | 6,795,410 | 6,926,453 | 7,474,135 | 10,926,383 | 11,022,746 | 16.2% | |
| | | | 利益準備金 | — | ○ | — | 1,243,825 | 1,383,336 | 1,499,291 | 1,539,137 | 1,591,097 | 2.3% | |
| 日本小型船舶検査機構 | 検査検定確認等勘定 | 9,827,000 | 施設整備積立金 | — | ○ | — | 628,000 | 588,000 | 585,000 | 636,000 | 730,000 | 7.4% | |
| 全国社会保険労務士会連 合会 | 社会保険労務士試験 特別会計 | 431,751 | 電子化積立金 | ○ | — | — | 72,000 | 74,000 | 94,000 | 68,131 | 78,131 | 18.1% | |
| | | | 災害対策積立金 | ○ | — | — | 12,000 | 14,000 | 49,000 | 89,000 | 99,000 | 22.9% | |
| 自動車安全運転センター | 証明業務等 | 4,914,000 | 経営基盤安定化積立金 | — | ○ | — | — | — | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 30.5% | |
| | | | 積立金(証明業務等) | — | ○ | ○ | 3,481,000 | 759,000 | 477,000 | 588,000 | 1,228,000 | 25.0% | |
| | 研修業務 | 20,988,000 | 建設積立金 | — | ○ | — | 4,000,000 | 7,200,000 | 7,200,000 | 7,200,000 | 7,200,000 | 34.3% | |
| 社会保険診療報酬支払基金 | 一般会計事務費 | 165,521,294 | 別途積立金(一般会計事務費) | — | ○ | ○ | 24,674,255 | 29,647,572 | 32,961,825 | 34,787,177 | 33,184,495 | 20.0% | |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「資産額 (A)」欄は、平成23年度末現在の会計区分ごとの資産額であり、「区分名」欄の「区分なし」は当該法人の総資産額を表す。

3 「資本の部」欄の「最終的な積立先」とは、当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等を表す。

図表Ⅱ－２－４ 特別民間法人等における引当金、積立金等の内部留保

| 法人名 | 引当金、積立金等名 | 負債の部 | 資本の部 | | | 計上目的 | | 積立額の規模や積立目標額 | | 具体的な積立額や積立ての考え方 | | 備考 | |
|---------------|----------------|-------|---------|------------|----|--------------|-------|--------------|----|-----------------|-----|--------|--|
| | | | 最終的な積立先 | 利益処分の内容の公開 | 規程 | 公開 | 規程 | 公開 | 規程 | 公開 | | | |
| 日本消防検定協会 | 積立金 | — | ○ | ○ | ○ | ○定款 | ○定款注記 | — | — | ○定款 | ○定款 | | |
| 危険物保安技術協会 | 損失補填準備積立金 | — | ○ | — | ○ | × | × | × | × | × | × | 個別指摘 | |
| | 研究開発積立金 | — | ○ | — | | × | × | × | × | × | × | | |
| | 施設整備等積立金 | — | ○ | — | | × | × | × | × | × | × | 個別指摘 | |
| 高圧ガス保安協会 | 施設等整備準備金 | ○ | — | — | — | ○内規 | ○注記 | × | × | × | × | | |
| | 積立金(一般勘定) | — | ○ | ○ | × | ○定款 | ○定款 | — | — | ○ | ○定款 | 個別指摘 | |
| | 積立金(特別勘定1) | — | ○ | ○ | × | ○定款 | ○定款 | — | — | ○ | ○定款 | 個別指摘 | |
| | 積立金(特別勘定2) | — | ○ | ○ | × | ○定款 | ○定款 | — | — | ○ | ○定款 | 個別指摘 | |
| 日本電気計器検定所 | 設備等整備積立金 | — | ○ | — | ○ | ○内規 | × | ○内規 | × | ○内規 | × | 個別指摘 | |
| | 開発研究積立金 | — | ○ | — | | ○内規 | × | ○内規 | × | ○内規 | × | 個別指摘 | |
| 軽自動車検査協会 | 施設整備積立金 | — | ○ | — | × | ○内規 | × | × | × | ○内規 | × | 個別指摘 | |
| | 利益準備金 | — | ○ | — | | ○内規 | × | ○内規 | × | ○内規 | × | | |
| 日本小型船舶検査機構 | 施設整備積立金 | — | ○ | — | × | ○内規 | × | × | × | × | × | | |
| 全国社会保険労務士会連合会 | 電子化積立金 | ○ | — | — | — | × | × | × | × | × | × | | |
| | 災害対策積立金 | ○ | — | — | — | × | × | × | × | × | × | | |
| 自動車安全運転センター | 経営基盤安定化積立金 | — | ○ | — | × | ○内規 | × | × | × | × | × | 個別指摘 | |
| | 積立金(証明業務等) | — | ○ | ○ | | ○定款 | ○定款 | — | — | ○定款 | ○定款 | | |
| | 建設積立金 | — | ○ | — | | × | ○内規 | × | × | × | × | × | |
| 社会保険診療報酬支払基金 | 別途積立金(一般会計事務費) | — | ○ | ○ | ○ | ○定款 | ○定款 | — | — | ○定款 | ○定款 | P98 参照 | |
| 合計 (該当数) | 9 法人 | 19 種類 | 3 | — | 10 | 4 法人 9 種類 | 7 | 0 | 3 | 0 | 4 | 0 | |
| | | | | ○ | 6 | | 6 | 6 | — | — | 6 | 6 | |
| | | | | | | — | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 網掛けは、「負債の部」欄に「○」を付したものを表す。
 3 「資本の部」欄の「最終的な積立先」とは、当期利益等の残余が積み立てられている引当金、積立金等を表す。
 4 「規程」欄の「定款」とは、定款において、「内規」とは、会計規程などの内部規程において規定整備されていることを表す。
 5 「公開」欄の「定款」とは、定款が公開されていることをもって、「注記」とは、財務諸表の重要な会計方針に注記されることにより明らかにされていることを表す。
 6 「備考」欄の「個別指摘」とは、「ウ 個々の引当金、積立金等の会計処理」において記載し、所見の対象としたものを表す。